

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	「デジタル住宅地図」作成業務
発 注 課	政) 政策企画部企画課
選 定 事 業 者	株式会社ゼンリン 札幌営業所
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>総務省統計局が作成する調査区地図（紙）を地理情報システムソフトウェア（QGIS）上に表示して調査区を設定することを目的としており、この目的の達成のためには、調査区地図（紙）と同一の住宅地図（※1）を株式会社ゼンリンから調達（※2）することが不可欠である。</p> <p>※1 総務省統計局から、調査区地図（紙）の住宅地図の元データは株式会社ゼンリンが販売するデジタル地図「Zmap-TOWN II」（2023年度）であることを確認している。</p> <p>※2 株式会社ゼンリンから、デジタル地図「Zmap-TOWN II」は同社でしか販売していないことを確認している。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）